

市民参加の対象事項と手続方法の関係 総括表

手続の選定に当たっては、下表を参考に、◎の手続が2つとなる組み合わせで選定することを検討する。(H28.3.15答申)

	条例第7条第1項第1号 基本構想		条例第7条第1項第2号 基本条例		条例第7条第1項第2号 義務権利条例		条例第7条第1項第3号 生活影響制度		条例第7条第1項第4号 公共用施設設置計画	
	策定	変更	制定	改廃	制定	改廃	導入	改廃	策定	変更
附属機関等	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎
ワークショップ	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○
パブリックコメント手続	◎(必須)	◎(必須)	◎	◎	○	*	○	*	○	○
意向調査	◎	○	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
意見交換会・公聴会	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○
説明会	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
縦覧	(対象事項の意見聴取法定手続が縦覧とされている場合に限る)									

凡例

- ◎(必須) 条例施行規則第20条第1項の規定により、実施が必須となっているもの。
- ◎ 組み合わせとして非常に適している。
- 組み合わせとして適している。
- * 内容変更を伴わない軽易な改正の場合は、非常に適している。